

# 与野体育館移転再整備基本計画策定支援業務 仕様書

1. 件 名 与野体育館移転再整備基本計画策定支援業務
2. 業務場所 さいたま市中央区鈴谷9丁目地内（与野中央公園）
3. 履行期間 契約締結日 から 令和9年 5月31日 まで
4. 業務目的 与野体育館について、市民の日常的な「する」スポーツの拠点及び市民大会等が行えるスポーツ施設として、与野中央公園内に移転再整備することに向け、基本計画を策定するものである
5. 業務内容
  - (1) 基本計画の策定支援業務

策定にあたっては、「スポーツ振興まちづくり計画」及び「さいたま市スポーツ施設の整備方針」をはじめ、「さいたま市総合振興計画」、「さいたま市都市計画マスタープラン」、「与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン」、「さいたま市緑の基本計画」等上位計画・関連計画を踏まえるものとする。

(ア) 敷地条件の整理

    - ・ 都市計画法、建築基準法、都市公園法等の関係法令の適用確認
    - ・ インフラ、周辺環境等の整理
    - ・ 都市公園課等関係課との調整による条件の整理

(イ) 導入機能・規模等の検討

    - ・ 類似施設の調査及び市が実施するアンケート調査の結果の整理
    - ・ 上記調査及び想定の実施計画に基づく導入機能・規模、内部動線計画等の検討
    - ・ 配置計画、外構計画、公園内における施設までの動線計画等の検討

(ウ) モデルプランの作成

    - ・ 配置計画図、平面レイアウト図等の作成

(エ) 概算事業費の算定、整備スケジュール（案）の作成

    - ・ 設計費、建設費、外構費その他の整備に係る費用の概算事業費の算定
    - ・ 設計から施設竣工までの整備スケジュール（案）の作成

(オ) イメージパースの作成

    - ・ 鳥瞰パース図等の作成

(2) その他の業務

- (ア) 委託者及び関係課との打合せ（月 1 回程度）
- (イ) 基本計画の策定業務の実施に必要な関係官公署との協議
- (ウ) 打合せ、協議等の議事録作成
- (エ) 庁内会議用の図面等の資料作成支援

6. 業務スケジュール（マイルストーン）

(1) 以下のマイルストーンを踏まえた業務計画書を作成すること

- (ア) 令和 8 年 11 月基本計画（素案）の作成
- (イ) 令和 9 年 1 月基本計画（案）の作成
- (ウ) 令和 9 年 2 月基本計画（案）議会報告、パブリックコメントの実施
- (エ) 令和 9 年 4 月基本計画の作成

※各マイルストーンに合わせて資料提供等を行うこと

7. 成果品

(1) 提出物

- (ア) 基本計画（素案）（用紙サイズについては委託者との協議による）
- (イ) 基本計画（案） 概要版（A3 判横・片面 1 ページ程度）
- (ウ) 基本計画（案）（用紙サイズについては委託者との協議による）
- (エ) 基本計画 概要版（A3 判横・片面 1 ページ程度）
- (オ) 基本計画（用紙サイズについては委託者との協議による）
- (カ) 必要な許認可、手続きの一覧
- (キ) その他、本業務を通じて作成した資料（議事録含む）

(2) 仕様

- (ア) 図面を除く電子データは、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint で編集可能なオリジナルデータ（図表は j p g や t i f 等）と PDF ファイルの両方を提出
- (イ) 図面の電子データ（CAD 図面）については、さいたま市電子納品要領【簡易普及版】の【業務編】に準じた仕様とする
- (ウ) その他、詳細な仕様は委託者との協議による
- (エ) 提出部数は、紙媒体 1 部と電子データ 1 式
- (オ) 電子データは、CD-R または DVD-R により提出

8. 主任技術者・担当技術者

建築設計及び建築工事に精通した者とし、1 名以上は 1 級建築士の資格を有する者とする。

## 9. 費用負担

業務内容には、委託者等との必要な調整、協議を含むものとし、当該調整・協議、各種資料・報告書の作成、現地調査等に要する費用（交通費、燃料費、消耗品費、資料の印刷費、通信運搬費等）については、全て受託者が負担する。

## 10. 特記事項

### (1) 再委託

- ・ 受託者は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、再委託してはならない。
- ・ 受託者は、業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を受けなければならない。ただし、コピー、印刷、製本、資料整理等の簡易的な業務の再委託については、その限りでない。
- ・ 受託者は、業務を再委託する場合には、委託した業務の内容を記した書面の提出により行うこととする。
- ・ 受託者は、再委託先に対して、業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

### (2) その他

- ・ 本業務に明記されていない事項でも、目的を達成するために必要効果的であると認められる業務は、本業務に含むものとする。
- ・ 本業務の遂行に係る各所法令等を遵守するほか、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守すること。

